# 起　案　用　紙

| 処理期限 | 年　月　日 |
|---|---|

| 決裁区分 | 甲　乙　丙　(丁) | 保存期間 | 永久　・　10年　・　(5年)　・　1年 |
|---|---|---|---|

| 市　長 | 副市長 | 起　案 | 平成26年　1月27日 |
|---|---|---|---|
| | | 決　裁 | 平成26年 1月27日 |
| | | 施　行 | 平成26年 1月27日 |
| | | 文書番号 | 武市観 第　215　号 |

| 部長 | 課長 | 課長補佐・係長 | 係 | 起案者氏名 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 松尾千春 |

| 合議部 | 部長 | 合議課 | 課長 | 課長補佐・室長・係長 | 室・係員 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

「佐賀牛セットの購入」の契約締結について（伺）

このことについて、佐賀牛セットを購入してよいかお伺します。

また、地方自治法施行令第167条の2第１項第2号により契約方法を随意契約としますが、

業者については市内業者であり、かつＴポイントレディスゴルフトーナメントの副賞のため

優勝者が分割納入を希望した場合に、平成２７年３月３１日までの期間にわたって、

優勝者が希望するセット数を希望する日時・場所へ都度送付することが可能な業者が

下記業者のみであるため、下記業者と契約してよいかお伺いします。

記

| | |
|---|---|
| 予算科目 | 款　07　項　01　目　03　事業コード　01　節　11 |
| 文書番号 | 武市観 第　215　号 |
| 業務名 | 佐賀牛セット（ステーキ及びハンバーグ） |
| 業務場所 | 武雄市内 |
| 契約の方法 | ☐ 一般競争入札　☐ 指名競争入札　☑ 随意契約 |
| 請負業者 | 松阪屋 |
| 代表者氏名 | 代表　高山　美保子 |

契約方法の決定理由（指名、随契）

☐　設計図書、履行期間のとおり業務を完成するため、業務の遂行上過去の実績から誠実に履行しうる者を指名した方が有利と思われる。また、入札においても不測の支障や無駄をきたさずにすむ。

☑　地方自治法施行令第１６７条の２第１項第　2　号により随契

（理由）

Ｔポイントレディスゴルフトーナメントの副賞であり、金額を600,000円と決めており、

価格以外の要素をふまえて、契約の相手方を選定する必要があるため。

武　雄　市

# 物　品　売　買　契　約　書（案）

買主武雄市（以下「甲」という。）と松阪屋（以下「乙」という。）との間において武雄市財務規則（平成１８年３月１日武雄市規則第４５号）の規定にもとづき物品の売買につき次の条項により契約を締結する

第１条　この契約の要項は、次のとおりとする。

（１）　品名、品質及び数量等・・・・別記のとおりとする。

（２）　売買代金・・・・・・・・・・　　６００，０００円

（うち消費税　　２８，５７１円）

（３）　納入期限・・・・・・・・・・平成２６年３月２０日

（４）　納入場所・・・・・・・・・・甲の指定した場所とする

（５）　契約保証金・・・・・・・・・免除

第２条　乙は、この契約を履行し目的物の引渡しをしようとするときは、目的物が登録、許可又は検査を要するものはその終了後とし、甲の目的物引取後直ちにその使用を可能な状態にして甲に通知し、甲の検査及び確認を受けなければならない。

２　前項の甲の検査及び確認は、物品を納入するとき乙の立会いのもとに行うものとする。ただし、技術的理由その他により検査等に期日を要するものについては、納入の日から１０日以内に行うものとする。

３　乙は、目的物の引渡前に当該目的物が法令その他により登録、許可又は検査を要する場合は、登録、許可又は検査前に甲に協議の上甲に内示を求め、その手続きを完了しなければならない。目的物が据付けその他附帯工事を伴うときは、乙は、甲の監督指示を受けこれに従わなければならない。

第３条　前条の規定による甲の検査に合格しないものがあったときは、乙は、甲の指定する期限内に取り替え、又数量等に不足部分があるときはこれを追納し、さらに甲の検査をうけなければならない。この場合第７条の規定に従い、乙は、甲に違約金を支払うものとする。

第４条　第２条第２項に規定する検査までの間に起こった損害は、甲の責任に基づくもののほか、乙の負担とする。ただし、甲の不注意又は天災地変その他やむを得ないものと甲が認めた場合においては、甲は、乙の負担を免除することができる。

第５条　乙が第２条及び第３条の規定により目的物を甲に納入するに必要なすべての費用は、乙の負担とする。

第６条　乙が納入した物品が１年以内に甲の不注意によることなく破損し又は故障を生じたとき、若しくは隠れた瑕疵を発見したときは、甲は、取替え又は補修の要求をすることができるものとする。この場合費用は乙が負担し、甲が指定する期限内に行なわなければならない。もし乙がこれを行わないときは、甲がこれを代行し、その費用は乙が負担するものとする。

第７条　乙が納入期限内に契約の履行を行わないときは、乙は、甲に対し違約金を支払うものとする。この場合の違約金は、期限の翌日から起算し１日につき未納物品の代金に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条に規定する率で計算した金額を支払います。

第８条　乙は、天災地変、その他特別の事由によって納入期限の履行ができないときは、乙は、遅延理由の発生後直ちに甲に対し履行の延期を要求することができる。この場合甲が正当と認めたときは、その日数に限り乙の違約金の支払を免除することができるものとする。

第９条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、任意にこの契約を解除し契約保証金を取得することができるものとする。この場合甲は、乙の既納の目的物を現状有姿のままで乙に返還するほか何等補償の義務を負わないものとし、乙は、これについて一切異議なきものとする。

（１）特別の理由がなく、納入期限内に契約の履行ができる見込みがないとき又は契約を履行しなかったとき。

（２）乙に誠意がなく、完全に契約を履行する見込みがないとき。

（３）納入に関し不正の行為があったとき。

（４）乙が次のいずれかに該当するとき。

（ア）役員等（乙が個人である場合にあってはその者を、乙が法人である場合にあってはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員（暴対法第２条第６号に規定するもの。以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（イ）暴力団員でなくなった日から５年を経過しないと認められたとき。

（ウ）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

（エ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者と認められるとき。

（オ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者と認められるとき。

（カ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者と認められるとき。

（キ）前各号のいずれかに該当する者が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。

（５）その他この契約に違反したとき。

第１０条　乙は、第７条及び前条に定めるもののほか、第１条に定める期日及び目的物について、甲の買入目的を阻害し甲に損害を与えたときは、自己の責務において第７条に定める違約金のほか該当目的物の購入にかかる国庫、県その他からの補助金、交付金、負担金、寄付金等の甲の収支予定額その他損害額に相当する以上の甲の定める損害賠償額を甲に支払わなければならない。

第１１条　売買代金は、甲の検査完了後乙が適正な請求書を提出した日から３０日以内に甲は武雄市役所において乙に支払うものとする。

第１２条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙と協議の上契約を変更し又は解除することができる。

（１）行政目的上やむを得ないと認めるとき。

（２）物品の品質、規格等について使用に適しないと認めたとき。

第１３条　甲は、契約保証金の還付について乙が契約を完全に履行した後、武雄市財務規則の規定により直ちに還付するものとする。

２　契約保証金には利息は付さない。

第１４条　乙は、甲の承認を得ないでこの契約に関する権利義務を他に譲渡し又はその履行を委任し及び請け負わせ、並びに担保に供することはできない。

第１５条　前各条に定めるもののほか契約の履行について必要な事項は、武雄市財務規則の定めるところによる。

第１６条　この契約について疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

上記契約の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　　佐賀県武雄市武雄町大字昭和１番地１
武雄市長　　樋渡　啓祐

乙　　佐賀県武雄市武雄町富岡８５５０－１
松阪屋　高山　美保子

| 物　品　名 | 銘柄、型式<br>規格、構造<br>形状、寸法 | 数量 | 単　価 | 金　　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 佐賀牛セット | ステーキ<br>200ｇ　2枚<br>ハンバーグ<br>200ｇ　3個 | 30 | 20,000 | 600,000 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合　　計 | | | | 600,000 | |

# 仕　様　書

１．納入方法

目録

２．納入場所

若木ゴルフ倶楽部

３．納入品の使途

Ｔポイントレディスゴルフトーナメント優勝者への副賞

４．Ｔポイントレディスゴルフトーナメント優勝者への納入方法

優勝者の希望により、一括納入もしくは分割納入

優勝者が佐賀牛３０セットの分割納入を希望した場合、平成２７年３月３１日までの間、優勝者が希望するセット数を希望日時及び場所へ送付

# 物　品　売　買　契　約　書

買主武雄市（以下「甲」という。）と松阪屋（以下「乙」という。）との間において武雄市財務規則（平成１８年３月１日武雄市規則第４５号）の規定にもとづき物品の売買につき次の条項により契約を締結する

第１条　この契約の要項は、次のとおりとする。

（１）　品名、品質及び数量等・・・・別記のとおりとする。

（２）　売買代金・・・・・・・・・・　　６００，０００円

（うち消費税　　２８，５７１円）

（３）　納入期限・・・・・・・・・・平成２６年３月２０日

（４）　納入場所・・・・・・・・・・甲の指定した場所とする

（５）　契約保証金・・・・・・・・・免除

第２条　乙は、この契約を履行し目的物の引渡しをしようとするときは、目的物が登録、許可又は検査を要するものはその終了後とし、甲の目的物引取後直ちにその使用を可能な状態にして甲に通知し、甲の検査及び確認を受けなければならない。

２　前項の甲の検査及び確認は、物品を納入するとき乙の立会いのもとに行うものとする。ただし、技術的理由その他により検査等に期日を要するものについては、納入の日から１０日以内に行うものとする。

３　乙は、目的物の引渡前に当該目的物が法令その他により登録、許可又は検査を要する場合は、登録、許可又は検査前に甲に協議の上甲に内示を求め、その手続きを完了しなければならない。目的物が据付けその他附帯工事を伴うときは、乙は、甲の監督指示を受けこれに従わなければならない。

第３条　前条の規定による甲の検査に合格しないものがあったときは、乙は、甲の指定する期限内に取り替え、又数量等に不足部分があるときはこれを追納し、さらに甲の検査をうけなければならない。この場合第７条の規定に従い、乙は、甲に違約金を支払うものとする。

第４条　第２条第２項に規定する検査までの間に起こった損害は、甲の責任に基づくもののほか、乙の負担とする。ただし、甲の不注意又は天災地変その他やむを得ないものと甲が認めた場合においては、甲は、乙の負担を免除することができる。

第５条　乙が第２条及び第３条の規定により目的物を甲に納入するに必要なすべての費用は、乙の負担とする。

第６条　乙が納入した物品が１年以内に甲の不注意によることなく破損し又は故障を生じたとき、若しくは隠れた瑕疵を発見したときは、甲は、取替え又は補修の要求をすることができるものとする。この場合費用は乙が負担し、甲が指定する期限内に行なわなければならない。もし乙がこれを行わないときは、甲がこれを代行し、その費用は乙が負担するものとする。

第７条　乙が納入期限内に契約の履行を行わないときは、乙は、甲に対し違約金を支払うものとする。この場合の違約金は、期限の翌日から起算し１日につき未納物品の代金に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条に規定する率で計算した金額を支払います。

第８条　乙は、天災地変、その他特別の事由によって納入期限の履行ができないときは、乙は、遅延理由の発生後直ちに甲に対し履行の延期を要求することができる。この場合甲が正当と認めたときは、その日数に限り乙の違約金の支払を免除することができるものとする。

第９条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、任意にこの契約を解除し契約保証金を取得することができるものとする。この場合甲は、乙の既納の目的物を現状有姿のままで乙に返還するほか何等補償の義務を負わないものとし、乙は、これについて一切異議なきものとする。

（１）特別の理由がなく、納入期限内に契約の履行ができる見込みがないとき又は契約を履行しなかったとき。

（２）乙に誠意がなく、完全に契約を履行する見込みがないとき。

（３）納入に関し不正の行為があったとき。

（４）乙が次のいずれかに該当するとき。

（ア）役員等（乙が個人である場合にあってはその者を、乙が法人である場合にあってはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員（暴対法第２条第６号に規定するもの。以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（イ）暴力団員でなくなった日から５年を経過しないと認められたとき。

（ウ）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

（エ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者と認められるとき。

（オ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者と認められるとき。

（カ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者と認められるとき。

（キ）前各号のいずれかに該当する者が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。

（５）その他この契約に違反したとき。

第１０条　乙は、第７条及び前条に定めるもののほか、第１条に定める期日及び目的物について、甲の買入目的を阻害し甲に損害を与えたときは、自己の責務において第７条に定める違約金のほか該当目的物の購入にかかる国庫、県その他からの補助金、交付金、負担金、寄付金等の甲の収支予定額その他損害額に相当する以上の甲の定める損害賠償額を甲に支払わなければならない。

第１１条　売買代金は、甲の検査完了後乙が適正な請求書を提出した日から３０日以内に甲は武雄市役所において乙に支払うものとする。

第１２条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙と協議の上契約を変更し又は解除することができる。

（１）行政目的上やむを得ないと認めるとき。

（２）物品の品質、規格等について使用に適しないと認めたとき。

第１３条　甲は、契約保証金の還付について乙が契約を完全に履行した後、武雄市財務規則の規定により直ちに還付するものとする。

２　契約保証金には利息は付さない。

第１４条　乙は、甲の承認を得ないでこの契約に関する権利義務を他に譲渡し又はその履行を委任し及び請け負わせ、並びに担保に供することはできない。

第１５条　前各条に定めるもののほか契約の履行について必要な事項は、武雄市財務規則の定めるところによる。

第１６条　この契約について疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

上記契約の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各１通を保有する。

平成２６年１月２７日

甲　佐賀県武雄市武雄町大字昭和１番地１
武雄市長　樋渡　啓祐

乙　佐賀県武雄市武雄町富岡８５５０－１
松阪屋　高山　美保子

| 物　品　名 | 銘柄、型式<br>規格、構造<br>形状、寸法 | 数量 | 単　価 | 金　　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 佐賀牛セット | ステーキ<br>200ｇ　2枚<br>ハンバーグ<br>200ｇ　3個 | 30 | 20,000 | 600,000 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合　　計 | | | | 600,000 | |

# 仕　様　書

１．納入方法
　目録

２．納入場所
　若木ゴルフ倶楽部

３．納入品の使途
　Ｔポイントレディスゴルフトーナメント優勝者への副賞

４．Ｔポイントレディスゴルフトーナメント優勝者への納入方法
　優勝者の希望により、一括納入もしくは分割納入
　優勝者が佐賀牛３０セットの分割納入を希望した場合、平成２７年３月３１日までの間、優勝者が希望するセット数を希望日時及び場所へ送付

| 甲 | 26年3月20日起案 | 26年3月20日決裁 | 年 月 日施行 | 永・10・5・1 |
|---|---|---|---|---|

| 乙 | 市長 | 副市長 | 部長級 | 課長級 | 係長 | 係員 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 丙 | | | | | | |
| 丁 | | | | | | |

このことについて、次のとおり　　してよろしいか　・　応供覧

# 監督・検査・確認結果報告書

| 出来高 | |
|---|---|
| 竣工 | |

| 契約種類 | 随意契約 | 文書番号 | 武市観　第　215　号 |
|---|---|---|---|
| 業務名称 | 佐賀牛セットの購入 | 請負金額 | ¥600,000 円 |
| 業務場所 | 若木ゴルフ倶楽部 | 期間 | 自　平成26年1月27日 |
| | | | 至　平成26年3月20日 |
| 請負者 | 住所 | 武雄市武雄町富岡８５５０－１ | |
| | 氏名 | 松阪屋　高山　美保子 | |

| 今回請求金額 | 600,000 円 | 請負金額 | ¥600,000 | |
|---|---|---|---|---|
| | | 出来高金額 | | % |
| | | 九分金 | | % |
| 検査年月日 | 平成26年3月20日 | 前払金控除額 | | % |
| | | 出来高支払額 | | % |
| | | 差引支払額 | ¥600,000 | % |

| 検査所見 | 契約書に基づき、検査した結果、業務の完了を認める。 | 業務概要 | 契約書のとおり |
|---|---|---|---|

上記のとおり監督・検査・確認しました。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 監督者 | 職氏名 | 観光課 主任　松尾　千春 | 印 |
| 検査者 | 職氏名 | 観光課 課長　秀島　一喜 | 印 |
| 確認者 | 職氏名 | 観光課 係長　秋月　義則 | 印 |

| 甲 | 26年3月20日起案 | 26年3月20日決裁 | 年 月 日施行 | 永・10・1 |
|---|---|---|---|---|
| 乙 | 市長 | 副市長 | 部長級 | 課長級 | 係長 | 係員 |
| 丙 | | | | | | |
| 丁 | | | | | | |

このことについて、次のとおり　　してよろしいか　・　一応供覧

平成２６年３月２０日

# 納　品　書

武雄市長　樋渡啓祐　様

松阪屋　高山　美保子

契約書の通り、納品しました。

記

納 品 日：平成２６年３月２０日

納品場所：若木ゴルフ倶楽部

以上

武雄市役所 受 26.3.20 総務課

# 請求書

26 年 4 月 10 日　　No.

〒843-0024 佐賀県武雄市武雄町富岡8550-1
黒毛和牛販売・焼肉専門店 松阪屋
TEL 0954-23-6604 FAX 0954-23-6678
E-mail:info@matuzakaya.com
http://www.matuzakaya.com/
高山 美保子

武雄市役所 様

下記のとおり御請求申し上げます

| | 品名 | 数量 | 単価 | 金額（税抜・税込） | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 佐賀牛セット | | | | |
| 2 | （ポイント） | 30セット | 20000 | 600,000 | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| | 合計 | | | | |

| 税率 | % | 消費税額等 | | 税込合計金額 | ¥600,000 |
|---|---|---|---|---|---|